

## **[事案 30-13] がん診断給付金支払請求**

・平成 30 年 12 月 6 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

がんの治療が行われていないことなどを理由に支払いを拒否されたことを不服として、2 回目のがん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

1 回目のがん診断給付金の支払理由発生日から 2 年経過後も、がん再発防止目的のホルモン治療のための通院を継続したので、平成 23 年 12 月に契約したがん保険にもとづき再度がん診断給付金を請求したところ、がんの治療が行われていないことなどを理由に支払いを拒否された。しかし、ホルモン治療はがん治療の一環であるので、2 回目のがん診断給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、がん診断給付金の支払理由は、がんと診断確定されたときと定めている。また、がん診断給付金が過去に支払われたうえで再度同給付金が支払われる条件について、前回の支払理由該当日から 2 年以内に新たに支払理由に該当し、前回の支払理由該当日から 2 年経過後に、がんの治療を直接の目的とした病院等における通院をした場合と定めている。
- (2) 申立人は、1 回目の支払理由該当日以降、新たにがんと診断確定をされていない。
- (3) リンパ浮腫改善やがん再発予防目的のホルモン治療は、がんの治療を直接の目的としたものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人は新たにがんと診断確定されていないことから 2 回目のがん診断給付金の支払理由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。